令和５年９月現在

FPC社会保険労務士法人　手数料表

顧問契約 (裏面参照)	労働・社会保険等手続業務 ・資格取得喪失手続き　・各種諸手続き（給付金請求を除く）　・賞与支払届手続き　・労務管理相談

単位（円・税別）/月額

従業員数（役員を含む）	顧問契約 事務組合加入：社会保険加入者 事務組合未加入：社会保険加入者＋雇用保険加入者1/2	追加プラン 給与計算		
		基本料金	勤怠集計なし	勤怠集計あり
ヘルプデスクプラン	9,000	—	—	
1名　～　5名	12,000	6,000	6,000	12,000
6名　～　10名	18,000		12,000	24,000
11名　～　15名	24,000		18,000	36,000
16名　～　20名	30,000		24,000	48,000
21名　～　25名	36,000		30,000	60,000
26名　～　30名	42,000		36,000	72,000
31名　～　35名	48,000		42,000	84,000
36名　～　40名	54,000		48,000	96,000
以降５名につき	6,000増		6,000増	12,000増

※定期訪問を希望される事業所様については、別途ご相談させていただきます。

手続き業務	内容	料金
保険関係新規適用	労働保険新規適用、社会保険新規適用	各50,000円 セットの場合80,000円
助成金［成功報酬］	助成金申請にかかる相談、検証、立案等	助成金受給額の15%～
就業規則作成・届出	新規作成	200,000円～
	変更	100,000円～
諸規定作成・届出	賃金・退職金・旅費等	各80,000円～
36協定等作成・届出	36協定等の作成	各12,000円～
是正勧告対応	行政官庁の調査への立会いや是正勧告の対応・改善策	各80,000円～
社会保険算定基礎届	社会保険算定基礎届の作成および提出代行	顧問料金１か月分
労働保険年度更新	賃金集計および申告書の作成および提出代行	顧問料金１か月分
年末調整		3,000円/1人
社会保険調査対応		50,000円～
労災給付金請求関係	労災給付請求の書類作成および提出代行	6,000円～/1申請
健康保険給付関係	傷病手当金、出産手当金の書類作成および提出代行	6,000円～/1申請
雇用保険 育児・介護休業、高年齢雇用継続給付	育児・介護休業、高年齢雇用継続給付に関する諸手続き	各12,000円 延長毎に別途6,000円

※別途、交通費（実費相当額）を頂戴いたします。

■顧問契約以外の事業所様

単位（円・税別）

手続き業務	料金	手続き業務	料金
労保・社保の新規適用	100,000円～	是正勧告対応	150,000円～
助成金［成功報酬］	助成金受給額の20%～	社会保険算定基礎届	30,000円～
就業規則作成・届出	250,000円～	労働保険年度更新	30,000円～
諸規定作成・届出	150,000円～	その他、諸手続き	別途、ご相談ください
36協定等作成・届出	各15,000円～		

※別途、交通費（実費相当額）を頂戴いたします。

顧問契約の業務内容

※ヘルプデスクプランは電話・メールによる相談業務のみ

【相談業務】

・社員の採用および処遇決定、雇用契約に関する件
・就業規則の運用に関する件
・労働時間・休日・休暇等の時間管理に関する件
・賃金・賞与・退職金に関する件
・職場のメンタルヘルスに関する件
・解雇・雇止めに関する件
・社内での労務トラブル（パワハラ・セクハラを含む）に関する件
・社員教育に関する件
・その他人事・労務に関する件

【各種手続代行】

※給付金の請求については別途料金を頂戴いたします

・社会保険（健康保険・厚生年金保険）関係

被保険者資格取得・喪失届、各種諸手続き、賞与支払届

・労働保険（労災保険・雇用保険）関係

被保険者資格取得・喪失届、各種諸手続き

【助成金提案】

・各種助成金の診断および提案

申請につきましては成功報酬とし、助成金受給額の15%から申し受けます。

【その他】

・経営に関する情報提供

経済情報・業界情報・FPに関する情報等の提供

・士業ネットワークへの取次

弁護士・司法書士・税理士等のご紹介

関西中央労務協会（労働保険事務組合）　手数料表

― 事業主様の労災特別加入、労働保険料の分納が可能です！ ―

●入会金 ： 一律 10,000円 （初年度のみ）

単位（円・税別）/月額

従業員数	基本プラン（雇用保険未加入者は1/2人）	労働保険手続き業務
1名 ～ 5名	5,000	・概算保険料、確定保険料などの申告および納付に関する事務 ・保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務 ・労災保険の特別加入の申請等に関する事務 ・雇用保険の被保険者に関する届出等の事務 ・その他労働保険についての申請、届出、報告に関する事務
6名 ～ 10名	6,000	
11名 ～ 15名	7,000	
16名 ～ 20名	8,000	
21名 ～ 25名	9,000	
26名 ～ 30名	10,000	
31名 ～ 35名	11,000	
36名 ～ 40名	12,000	
以降5名につき	1,000増	